

事業者の方へ

チャレンジ企業支援センター

創業・ベンチャー・経営革新等を目指す県内企業に対し、「情報の提供」、「相談・助言」、「専門家の派遣」、「事業可能性の評価」等の事業を行う支援拠点としての役割を担い、個々のニーズに応じたきめ細やかな対応を行っています。支援についての詳細をご希望の方は、同センターにお問い合わせください。

同チャレンジ企業支援センター(公財)千葉県産業振興センター内
☎043(299)2907

笑顔いっぱい！フレンドリーオフィス」を募集しています

県では、障害のある人を積極的に雇用し、障害のある人もない人も共に働いている企業・事業所を千葉県障害者雇用優良事業所(笑顔いっぱい！フレンドリーオフィス)として認定し、公表することで障害のある人の雇用に対する理解と促進を図っています。「笑顔いっぱい！フレンドリーオフィス」として認定されると、認定書が交付され、事業所名・取組内容等を県ホームページで紹介いたしますので、企業イメージの向上などの効果が期待できます。また、認定された事業所は、ロゴマークを会社案内や名刺等に使用することができます。現在161事業所が認定されており、認定された事業所等からは、「職員が協力的になった」、「職員が誇りに思うようになった」との社内の効果や、「事業所の見学者が増えた」、「インターンシップの依頼がきた」など対外的な効果があつたとの声も届いています。

ようになつた」との社内の効果や、「事業所の見学者が増えた」、「インターンシップの依頼がきた」など対外的な効果があつたとの声も届いています。

千葉県商工労働部産業人材課

☎043(223)2756
☎043(221)3730
URL/FAX http://www.pref.chiba.lg.jp/sajin/shougai/friendly/index.html

中小企業経営革新

経営革新とは、中小企業が経営の向上を目指し、新たな取組みを行うことです。経営革新計画の承諾を受けた企業は、「低利融資」、「保証の拡大」等の支援措置が利用できます(ただし融資にあつては別途金融機関の審査があります)。

なお、計画作成の支援を、チャレンジ企業支援センター等が行っておりますので、希望される方は同センター等にお問い合わせください。

千葉県商工労働部経営支援課経営支援班

☎043(223)2712
☎043(299)2907

人材の紹介、および従業員のための受入先開拓と紹介

事業の拡大や組織の強化、退職者の補充等により、人材の確保(出向受入または中途採用)が必要な事業者や、事業所の移転・縮小・閉鎖等に伴い従業員の出先事業所をお探しの事業所に対し、相談・受入先開拓、情報提供等のお手伝いをいたします。

▼対象

- ①求人(出向受入・中途採用)をお考えの事業者
②従業員(出向・移籍による)の受入先をお探しの事業者

▼費用＝無料

利用時間 9時～12時15分 13時～17時

※土・日・祝日は休業

同公益財団法人 産業雇用安定センター千葉事務所
☎043(225)4855

千葉産業保健推進連絡事務所

産業保健に関する専門的相談、産業保健情報の収集提供(図書・機材等の無料貸出し)、産業医療に関する研修及びその支援を行っています。
利用時間 月々金曜日(祝日を除く) 9時～17時

同千葉産業保健推進連絡事務所

☎043(202)3639
URL http://www.chiba-sanpo.jp

千葉高齢・障害者雇用支援センターの事業主等への支援業務のお知らせ

○高齢者雇用に関する事業主への支援
高齢者等の雇用の安定を図ることを目的に、事業主の方に雇用安定事業に基づく給付金を支給しています。千葉高齢・障害者雇用支援センターでは、助成金の支給に係る申請書の受付等を行っています。

〈高齢者雇用安定助成金〉
・高齢者活用促進コース
・高齢者労働移動支援コース
○障害者雇用納付金制度に基づく助成金
障害者を新たに雇い入れたら、障害者の雇用を継続するために、障害者の雇用に配慮した職場環境を整備したり、

職場への適応や仕事の習熟のためのきめ細かい指導を行うなど、適切な雇用管理をするための費用の一部を助成しています。

〈助成金一覧〉

- 障害者作業施設設置等助成金
障害者福祉施設設置等助成金
障害者介助等助成金
職場適応援助者助成金
重度障害者等通勤対策助成金
重度障害者多数雇用事業所施設設置等助成金

障害者能力開発助成金

障害者能力開発助成金
障害者雇用支援機構千葉高齢・障害者雇用支援センター
☎043(204)2901
FAX 043(204)2904

障害者の雇用を支援します

障害者職業センターでは、事業主に対して障害者雇用に関する相談、支援を行っています。「障害者を雇用する上での様々な悩み」、「障害者を雇用しているが、職場への定着の悩み」、「精神疾患で休職中の従業員の職場復帰への悩み」など障害者雇用に関するお困りの点がありましたら、お問い合わせください。

同千葉障害者職業センター

☎043(204)2080

労働条件の整備をお手伝いします

5年以内に起業した・初めて人を雇った事業主を対象に労働条件の管理に詳しい専門家が会社を訪問し、実情に応じた安心・安全な職場づくりを無料でアドバイスいたします。

同(公社)全国労働基準関係団体連合会 千葉県支部
☎043(241)2626

「社員いきいき！元気な会社」宣言企業大募集！

千葉県では、仕事と家庭の両立を支援する会社を応援します。仕事と家庭の両立支援に積極的に取り組んでいる会社として、公表書を交付するとともに企業名・取り組み内容を広く紹介していきますのでお申し込みください。

宣言企業であることが社内外に知られることにより、企業イメージの向上、女性社員の活躍等の効果が期待できます。

募集する取り組み内容(例)
社員の育児・介護への配慮や残業削減等の取り組み、地域社会での子育て支援やボランティア活動等

同千葉県立支援アドバイザー(社会保険労務士等)の無料アドバイスを受付けられます。

募集する取り組み内容(例)
社員の育児・介護への配慮や残業削減等の取り組み、地域社会での子育て支援やボランティア活動等

新たに事業を始める方・事業開始後5年以内の方へ新規開業資金のご案内

日本政策金融公庫国民生活事業では、「新規開業資金」

同千葉県商工労働部雇用労働課

☎043(223)2743

内職事業所登録をお願いします

内職仕事を探している方が増えています。千葉県では、内職仕事の求人情報を県のホームページに掲載して情報提供を行っています。求人掲載のご希望がありましたら、登録をお願いします。(家内労働法の適用となり、所轄の労働基準監督署への届出が必要です)。

同千葉県商工労働部雇用労働課
☎043(223)2743

千葉県の中小企業向け融資(県融資制度)

千葉県では、県内に事務所又は事業所を設け事業を営んでいる中小企業者(個人・会社)の方や県内で新規創業される方(創業者)に対し、事業に必要な資金を円滑に調達していただくため、融資制度を設けています。

同千葉県商工労働部経営支援課

☎043(223)2707

技能検定について

○技能検定
技能検定とは、働くうえで身に付ける、または必要とされる技能の習得レベルを評価する国家検定制度で、製造業や建築関係などの職種において実施しており、全部で128職種の試験があります。試験に合格すると合格証書が交付され、「技能士」の称号が法律により与えられます。

○実施日程
主な実施日程は次のとおりです。具体的な日程につきましては千葉県職業能力開発協会までお問い合わせください。

Table with 3 columns: 前期, 後期, and implementation details like 実施公示, 申請受付期間, etc.

○主な職種
(前期)機械加工、電気機器組立て、造園、建築板金、とび、左官ほか
(後期)機械保全、機械検査、建築大工、鉄筋施工、菓子製造ほか
○等級
試験の難易度によって1級、2級、3級に分かれます。また、職種によっては難易度を分けずに行う単一等級もあります。さらに、職種によっては管理・監督者向けの特級があります。
○受検資格
原則として各職種とも所定の実務経験が必要
○受検の申請について
受検申請書類は千葉県職業能力開発協会からご希望に応じてお送りしておりますので、必要な方はご連絡ください。なお、申請の詳細につきましては受検案内に記載しておりますので、ご覧くださいようよろしくお願いいたします。

申・問 千葉県職業能力開発協会技能検定課
☎043(296)1150 URL http://www.chivada.or.jp

などの融資を通じて、新たに事業を始める方や事業開始後5年以内の方のお手伝いをさせていただきます。

▼ご利用いただける方

- 次のいずれかの要件に該当する方
①現在お勤めの企業と同じ業種の事業を始める方で、次のいずれかに該当する方
・現在お勤めの企業に継続して6年以上お勤めの方
・現在お勤めの企業と同じ業種に運営して6年以上お勤めの方
②大学等で修得した技能等と密接に関連した業種の事業を始める方
③技術やサービス等に工夫を加え多様なニーズに対応する事業を始める方
④雇用の創出を伴う事業を始める方

同日本政策金融公庫

☎0120(154)505

千葉県の中小企業向け融資(県融資制度)

千葉県では、県内に事務所又は事業所を設け事業を営んでいる中小企業者(個人・会社)の方や県内で新規創業される方(創業者)に対し、事業に必要な資金を円滑に調達していただくため、融資制度を設けています。

同千葉県商工労働部経営支援課

☎043(223)2707